

第十三回
国会

参議院内閣・地方行政連合委員会會議録第二号

(三九五)

昭和二十七年四月五日(土曜日)午前十一時十一分開会

出席者は左の通り。

内閣委員

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

事務局側

常任委員 杉田正三郎君

常任委員 藤田 友作君

常任委員 福永興一郎君

常任委員 武井 群嗣君

常任委員 山田 佐一君

常任委員 鈴木 直人君

常任委員 橋尾 龍君

常任委員 楠見 義男君

常任委員 竹下 豊次君

常任委員 赤松 常子君

常任委員 上條 愛一君

常任委員 西郷吉之助君

常任委員 中田 吉雄君

常任委員 高橋達太郎君

常任委員 岡本 愛祐君

常任委員 若木 勝蔵君

常任委員 原 虎一君

常任委員 石川 清一君

常任委員 村上 義一君

常任委員 大橋 武夫君

常任委員 江口見登留君

常任委員 中村 卓君

常任委員 窪谷 直光君

常任委員 柳沢 米吉君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 海上保安庁長官

常任委員 海上保安庁次長

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

常任委員 山崎小五郎君

の根本に於いて審議はできない。こう

いうわけで運輸大臣のみでなくて、大

橋運輸大臣の御出席を要求したたわ

けであります。そこで幸いにその日の

夕刊から、私もが考えておりまする

保安庁という問題が、閣僚懇談会或い

は三大臣懇談会でだん／＼明確になつ

て来た。それで今日の閣議で正式決定

されるという新聞の報道があつたので

す。本日閣議がありまして、決定され

ましたならば、いわゆる保安庁の構想

というものを大橋大臣から御説明を願

えば、この海上警備隊の任務、又将来

どこに重点を置いてこれが発展して行

くのか、或いは一時的のものである

かというところが明確になると思うの

です。是非この保安庁構想というもの

を御説明願いたいと思つてあります。

○國務大臣(大橋武夫君) 保安庁の構

想についての御質問でございます。丁

度只今閣議でいろいろその相談がござ

いまして、大橋の構想が政府といたし

ましてまとめた次第でございますか

ら、この機会に御説明を申し上げたいと

存じます。

保安庁は総理府の外局としてこれを

設ける次第でございます。その長官は

國務大臣を以て充て、その直接補佐官

として次長を置くことにいたしました

た。この長官、次長の下におきまして

現在いたしております警察予備隊、

これは将来保安隊その他に名称その他

改正を行われることが予定せられてお

ります。その警察予備隊並びに現

在御審議を頂いております海上保安

庁に設けられます海上警察予備隊、

これを統轄することを主眼としたた

次第でございます。この警察予備隊並

びに海上警備隊は、いずれもその活

動單位は部隊をなしております。か

ら、この部隊に對します指揮並びに

部隊全体の運営についての管理、これ

らの仕事をこの保安庁において統轄を

いたすわけでございます。保安庁には

只今までの構想といたしましては、官

房のほかには保安局、人事局、経理局、

裝備局の四局を設けまして、これらの

各局をして只今申上げました警察予備

隊並びに海上警備隊の管理、監督に關

する事務を分掌せしめる次第でござい

ます。別に一局を置きまして、海上警

備救難局、こういうものを設けたいと

存じております。この海上警備救難局

は只今海上保安庁にありまして警備救

難監の担当いたしております事務の

うち、警備救難の事務局をこの新機構

の所轄にいたしたいという考えでござ

います。警備救難監は現在警備救難事

務のほかに水路に關する事務並びに燈

台に關する事務を掌つております。警

備救難部、燈台部、水路部、こうい

う三つの部からできておるわけでござ

います。このうちで警備救難部のみ

を新機構に移したい、こういう考えで

ございます。なお長官、次長に屬しま

する直接の機関といたしましては若干

の附屬機関がございます。附屬機関は

一つは学校でございます。学校におき

ましては、この保安庁管轄下のすべて

の学校を長官、次長に直屬せしめて、

附屬機関とするつもりはございませ

ん。陸上部隊、海上部隊のそれ／＼

に特有な学校につきましては、これは

むしろ一つの部隊としてこれを設け、

それらの部隊と同様に指揮監督するこ

とが適當であると存じます。が、併し

陸上、海上の双方に通じて設けられる

べき学校が予想せられつつあります。

それは第一には職員の養成機関でござ

います。養成機関と申しますのは、ま

だ正式に職員に任命されておらないも

のを将来職員として任命する前に予備

的に教育をする制度でございます。従

来の陸軍におきます士官学校、或い

は海軍におきます兵学校等は、これ

は正式に士官になつておる人々を教

育する学校ではなくて、士官になる前

に予備教育をいたしております。さうい

うふうなものでございます。これらの

ものはできるだけ一緒に将来陸上にお

いて勤務いたしますものも、海上に

おいて勤務いたしますものも一緒に

教育するということ、今後の陸上海

上双方の運営から言つて適切であると

認められます。従つてこうしたもの

は直接長官、次長に直屬します附屬

機関として運営いたすことにいたした

い、こう考えております。又双方に共

通な技術的な研究、これも陸上のもの

は陸上の研究所、海上のものは海上の

研究所というふうな二重にいたします

ことは、いろいろな点で便利な面も

あります。が、経済的にもなか／＼困

難でございます。共通的なものは

できるだけ共通の研究所を作りたい、

そういうものができました場合に、共通な部分は長官に直属した附属機関にいたしたい、こう存じております。

以上が大体の管理、監督に関する機構並びに長官、次長に直属した主たる任務は部隊の運用管理にあるわけでございますから、この部隊運用管理に関する事務につきましては、先に申し上げました保安局、人事局、経理局、装備局、これらの職員を補助機関といたしまして、長官、次長がこれを指揮統率し得るような事務があるわけでございます、それがために必要な機構を設ける必要があると存じます。

そこでこれは幕僚というものが必要になるわけでございますが、幕僚の段階におきましては、第一幕僚長と第二幕僚長を設けるようにいたしたい。第一幕僚長は警察予備隊に属する各部隊を指揮監督する、第二幕僚長は海上部隊に属する各部隊を指揮監督する、つまり長官の代理としてこれらの部隊に対して長官の命令を下達する機関になり、又長官がこれらの部隊を監督する場合におきまざる必要なる立案、助言等をこれらの機関が担当いたします。こういうふうにいいたしたいと存じておるわけでございます。従いまして、この保安庁の機構は局に属する機構と、幕僚に属する機構とに分れるわけでございますが、局におきましては、大体制服隊員でない人が職員になるように考慮する必要がありますと存じております。幕僚部におきましては、原則として制服隊員が、その面に当るといふことと考へておるわけでございます。もとより事務の必要に應じまして、各局に制服隊員が勤める、又幕僚部に隊員

以外の制服を着ない人たちが勤めるといふこともあり得ると存じますが、それは例外でありまざるばかりでなく、特に各局の局長、課長等の幹部につきましては、制服隊員は任用しない、局長課長を補佐するために必要な職員としてのみそういう人たちの勤務を認めるようにいたしたい、こう考へておるわけでございます。

なお警備救難につきましては、地方機関がございまして、現在警備救難局或いは警備救難署というものがあつた局と共に移管される、こういうふうには考へておる次第でございます。従いまして、現在の海上保安庁の事務の中で、新しくできますところの海上警備隊並びに現在航路啓閉部という仕事がございます。この航路啓閉の仕事が機器水雷の処理、こういう仕事でございまして、海上警備隊の仕事と非常に密接でございまして、これを一括いたしまして新機構の下における海上警備隊といふものを組織編成いたしたいと思つております。それから警備救難の事務の中の警備救難部の仕事とこれだけが新機構に移るわけでございます、他は運輸省に残る。こういうふうな考へ方と相成つておるのでございます。

○原虎一君 予算審議の場合において、そういう保安庁を作ろうという政府の御意思があるやに一つの想像からいへば、それ得たかも知れませんが、結局予算面におきましては、海上保安庁の強化、それから予備隊の増員強化という面で予算を計上されて、それが両院を通過した。その通過後直ちに今日御報告ありますようにまあ保安庁を造る

というところが、これは今大臣の御説明になつた保安庁の構想は、それに基く閣議決定であるやに承つたのです、が、もう一度そういう点を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 今日の閣議には總理大臣が出席されておられません、全員が揃つたわけではございせんが、併しこの通り總理大臣も同意されるものと確信をいたしております。従いまして、時間の問題は別といたしまして、内容的にはこの通りの閣議決定が行われる、こう考へております。

○原虎一君 閣議決定されるということは、これは実は今度には決定されることと思ひますが、併し何回も閣議決定に至らずして大橋大臣の構想といふものが交つたりして参つたのであります。この機構の改革を議するに當りましては、やはり閣議決定といふものがなされないと、折角審議しても無駄になるので、でありますから閣議決定がいつ頃なされますか、その点を一応お伺ひしたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 普通の例で申しますと、閣議決定の書類は今日午後總理が決議される、こう考へております。

○原虎一君 そこで問題は再びこの保安庁設置といふものと日本の自衛力、戦力という問題に相成つて来ると思ひますが、そういうことは本日は時間の関係もありまざるからあとに譲りたいと思ひますが、そういう我々が持つところの考へといふものを、まず「こう国際的にも何か日本が再び軍備をや

出したという印象を與えるような新聞記事がかなり見えるようになって来たわけでありまざる。そこで私は大臣にお伺ひいたしたいのであります。昨日の朝日新聞のこれは第十版の一頁の中段に「旧陸海軍將校が策動、大橋國務相談」として「保安機構問題」という三段抜きの見出しで出ておる記事を御覽になつたと思ひますが、これについて真偽のほどをお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 真偽のほどについては私もよく存じておりません。

○原虎一君 いや、私お伺ひするのは「警察予備隊担当の大橋國務相は三日の記者会見で、保安機構問題について次のように語り」と、こう大臣が記者会見をおやりになつて語られたこの新聞記事を御覽になつておれば、そういうことを語つたこの新聞の記事がどの程度正しいのか、申上げますが、これはお読みになつていませんか。

○國務大臣(大橋武夫君) はつきり記憶しておりません。

○原虎一君 それでは一応念のために申上げますが、読んだところで僅かのものでありますけれども、要点はあなたの持つこの保安庁構想といふものに對して、旧陸海軍の將校が旧陸海軍の制度のごときものを考へて、あなたの御構想に對する圧力を加えて来た、こういう記事が出ておるのであります。これは非常に重要な記事であります。我々国内におつて軍人が今度保安庁ができるのか、或いは警察予備隊に對して何々少佐が策動しておるとかいうこ

とはいろ／＼な印刷物で見えております。併し少くとも今度政府がいよいよ肚を据えて保安庁を作るといふ問題に對して、明らかになるところの圧力を加えて来たといふことを現職大臣が新聞記者に語つたといふ記事が国外に伝わるといふことを考へますれば、これは我々は説き捨てるならぬものである、そこで御覽になつておるわけでありまして、一応御覽になつてこれを私も明瞭に願ひたいと思つておるわけでございます。

○國務大臣(大橋武夫君) この話をいたしました趣旨は、陸海軍の將校が圧力を加えておるといふことは私は申しておりません。陸海軍の旧軍人の一部におきまして、できるだけ昔の陸海軍のような形を取るものが適當ではないかといふふうな考へがまだ残つておるといふことを申したことは事実でございます。この点についてなお説明を許し頂きますならば、この考へ方といふものの根本は、旧憲法において私は解釈上そういう解釈をする余地があるかないか頗る疑問に思つておりましたが、併し一般的には旧憲法は統帥権の獨立といふものを規定しておるものである、こういうふうには理解をせられておつたのでございます。この統帥権の獨立といふ旧憲法時代の考へ方の法律的根拠は、帝國憲法におきましては統帥といふことが天皇の大權に相成つておつたのであります。天皇の大權といふことは、これは天皇の固有の権限であり、天皇が他から與えられず本来持つておる、そして何人にもそれを委任しないといふ、こういう意味のことであると私は了解をいたしてお

つた次第でございます。併しながらこれに對しまして、統帥は天皇の大権である、従つてこれは内閣の容喙すべき範圍ではないといふところまで解釈が押し進められたわけでございます。これは憲法の明文にはどこにもない事柄でございます。併し、天皇の大権といふことは、統帥ばかりが天皇の大権ではない、そのほかいろいろの大権がございます。例へばこの頃問題になつております恩赦のごときもの、これもやはり天皇の大権でありましたし、文武官の任命といふことも天皇の大権であります。で帝國憲法の素朴な解釈といたしましては、大権といふことは天皇が政府を通じて行い、立法府の議決を要しないことが天皇の大権といふふうに解釈するのが帝國憲法としても正しいでございまして、それにもかかわらず特に天皇のいさ／＼な大権のうちで統帥権だけが内閣の容喙を許さない、こゝういふふな説が行われておつたのでございまして、これは統帥権の独立といふ言葉を以て呼ばれておりました帝國憲法固有の観念でございます。これは結局どういふことを意味するかと申しますと、内閣といふもの、つまり一切の行政の責任者でありますところの内閣といふもの以外に統帥府といふものが独立して、これが國家の重要な行政であるところの軍隊の統帥といふことを行なつて行くといふことになつてゐる。而もその統帥府の責任者といふものは憲法上の國務大臣ではございませうからして、國務大臣の輔弼せざる行政といふものが存在して来る、こゝういふことになるわけでございます。これらのことは舊憲法時代におきまして

も、私は舊憲法當然の解釈とは考へておらなかつたのでございしますが、少くとも今日の日本國憲法におきましては、もはややがやうな考へ方といふものは微塵も入れ得る余地がないといふことは明らかだと存するのでございまして。即ち政府は内閣総理大臣が一切の行政権の首長となり、そうしてそのもとに國務大臣が任命せられ、國務大臣がすべての行政に参画し、これを分担いたしまして、国会に對して政治的責任をとるといふ体制であつて、この体制あつて初めて國會を中心とした立憲政治の運用といふことが可能になるわけなのでございまして。軍に對する統帥といふことも又政府の行政の重要な部分であります。以上、現憲法の解釈として統帥権の獨立といふことのあり得ないことは當然であり、従つて又國務大臣の關係の中にでき得るといふことは考へ得ざるところなのであります。併しながら一部の旧軍人の諸君の間にありましては、殊更に軍に關する仕事については軍政と軍令といふものがある、軍政といふものは國務大臣が担当すべきものであるが、軍令といふものはこの軍の最高の制限の職員が直接行政権の最高機關でありますところの内閣総理大臣に直轄して、國務大臣の命令でなく直接内閣総理大臣の命令といふもので動くべきものである。そふでなければ軍といふものの組織上適切な行動がとり得ない、こゝういふやうなことが考へられ、又語られてゐるわけなのでございまして。舊憲法時代から軍政、軍令といふことはよく言われたことでございまして、軍に關するいろいろの仕事を

軍政、軍令に分ける、例へば參謀本部、教育總監部といふものはこの軍令系統の仕事である。陸軍省はこれは軍政系統の仕事である。こゝういふやうなことが舊憲法時代においては言われておつたのでございまして。併しながら今日の憲法の解釈といたしまして、成るほど事柄といたしましては、實質的に軍政と申しますか、つまり軍の財政であるとか、或いは軍の人事であるとか、そふいつた軍政的なものと、軍の行動それ自体に直接關するところの軍令的な事柄とがあるかも知れませんが、併しこれを今日の憲法下において區別をいたすといふことは、少くとも法律的に、憲法的に、又行政法的には意味のないことであるといふのが私の根本的な考へ方なのでございまして。旧時代において軍政と軍令を分けたといふことは、これはなぜその必要があつたかといふと、軍政は國務大臣たる陸軍大臣が担当するものであるが、軍令はこれは獨立した統帥府の仕事であつて、この軍政、軍令を分けるという思想は統帥権の獨立といふことと關連した考へ方であるのであります。今日一切の行政は内閣の責任において行なわれるといふことがありと假定いたしましたといふことがありと假定いたしましたといふこと、その際において軍政、軍令を分けるといふことは、舊憲法時代のごとき意味においては何ら必要のない事柄であるばかりでなく、却つて正しくない、又弊害の生じ易いことであるといふふう

に私としては考へてゐるわけなのでございまして。そふした事柄が保安機構の問題について、いろいろ旧軍人の諸君の間においても論議せられておつたやうでございまして。もとより保安庁に屬します警察予備隊とか海上警備隊といふものはこれは決して軍ではございせん。併しながら或る程度の武器を持つた部隊組織であるといふ点において、非常に軍と似通つたやうな形を持つておられます關係上、旧陸海軍の軍人諸君がこの機權問題についていろいろ關心を持たれ、又研究をされてゐるといふことは、これはさうあつたかといふと思つて決して不思議な事柄ではないと思つております。私といたしましては、研究されることは誠に結構でございますが、これは私に關係したことでございせんが、少くとも機權についての今申上げましたやうな軍政、軍令を分けるといふやうな考へ方、又統帥権の獨立といふやうな考へ方、そふした考へ方といふものは、現憲法の下において許されざるどころである。新機構にあるやうな制度といふものは極力排斥しなければならんと、こゝういふやうな考へ方を持つておつた次第でありまして、そふした考へ方についての質問がございまして、軍政、軍令をどういふふうにするかが適當であるかと思ふかといふやうな事柄でございまして、私の研究したところを話したことはございまして。併しながらこれらの諸君が私に對して圧力を加えるといふやうな事柄は如何なる意味においてもございせん。その点は特に断りをしておきます。

○原虎一君 今の御説明のやうなことを書いておるのでございしますが、圧力を加えたといふのは記事全体から受ける印象でございまして……これは圧力を加えたといふやうな言葉を使われておる記事ではありせん。併しこれを全部を見れば、圧力を加えておるといふことが言えると思ひます。例へば終いのほうになりますと、「部隊の最高指揮者はいよいよ武官でなくては強い部隊活動が困難であるとする考へ方が旧陸海軍正規部隊とくに陸軍關係者の間に起つており、政府に對する策動も相當根強いものがある。」と、これがあなたに語られたものか、こゝういふやうに新聞記者があなたに語つたものを総合して書いたのかはつきりしませんが、政府に對する策動も相當根強いものがあるといふことは、これは單に朝日新聞の記者だけではありせん。他のいろいろの例へば週刊朝日にいたしまして、サッデー毎日にいたしまして、こゝういふ問題がとき／＼報道されておる。そこで私はお伺ひしたい点がある。こゝういふ將校に接觸されたことがあつたのかどうか。あるからおつしやつたのではないかと考へるが、全然間接的に將校の意見をお聞きになつたのでございましてどうか。こゝういふ旧軍人のかたと直接お話しになつておるのですか。その点をお伺ひしたいのです。

○國務大臣(大橋武夫君) いろいろ研究の必要上、直接間接にいろいろのかたの意見は聞いております。

○原虎一君 所ういたしますと、直接お会いになつておる旧軍人の氏名、それから階級等をお書きなればお話し願えるかどうか、その点をお伺ひしたい。

○國務大臣(大橋武夫君) これを申上げますことはいろいろ誤解を生ずる虞れがございまして、御容赦を願ひたいと思ひます。

○原虎一君 これは連合委員會でありますけれども、私はこの海上保安庁法

の一部を改正する法律案を連合審査いたしておるのではありませんが、これはやはり明らかに今大橋大臣が御説明の通りに、保安庁の中の一部として海上警備隊を、一部というより陸上における重要な自衛力としての構成の中に入るのであります。現在の海上保安庁法の一部を改正するといふ法案だけを取扱ふ考えでは、先ほど申しましたように、審議は非常に皮相なものになつてしまふのであります。従つて今度政府が作らんとしつゝあるところの保安庁が果して如何なるものであつてよいかといふことは、我々は十分に検討しなければならぬ。で大橋大臣の御説明の中に、今御説明がありましたように、旧憲法における統帥権の問題と新憲法における統帥権の問題、これは大臣が今御説明されましたが、大体今日の国民でも異論のあるところではないと思ひますが、誠に我々の遺憾とするところは、そういう問題が旧軍人の中から相當に政府に根強い運動がなされて来た、こういう新聞記事がなされたからには、そういう人の考え方も国会としては置しておく必要があると思ふ。そこでこれは連合委員会でありまして、委員長に申上げて、後で休憩願つて御相談願ひたいと思ふんですが、そういう旧軍人を証人として呼んで保安庁の機構といふものを検討する必要があると思ふ。これは提案いたしまして、後で休憩のときに御相談を願ひたいと思ひます。

まだいろいろいゝゆる自衛力が戦力なりや否やといふ問題につきましてはお聞きしたい点がいろいろありますけれども、これは又後に譲りまして、他のかたへも御質問があるようでございますから、私は今の提案をいたしまして、後で休憩願つて御相談を願ひたいと思ふんですが、そういう旧軍人を証人として呼んで保安庁の機構といふものを検討する必要があると思ふ。これは提案いたしまして、後で休憩のときに御相談を願ひたいと思ひます。

○委員長代理(山田佐一君) 了承いたしました。

○若木勝義君 二、三御質問したいと思ふのであります。今御提案になりました海上保安庁法の一部を改正する法律案、これにつきましては、先にすでに連合委員会でも一旦審議されたものであります。私は急用のために欠席しておつたのであります。その際に私といたしましては、海上保安庁法の一部を改正する法律案について幾多の疑問を持つておつた。というのはこのいわゆる海上警備隊の新設といふことを中心といたしまして、現在の海上保安といふような方向がだんだん海軍の模範を示しつゝあるやに考へておつたのであります。

先ずその疑問点の第一といたしましては、第一條におきまして、従来の改正前、海峽その他の日本固有の沿岸水域において、というふうな具体的なものに示されておつたのに対して、改正案におきましては、海上において人命及び財産の保護というように範圍が廣くなつた。そういういたしますと、この場合においては海上警備隊といふようなものが設置された場合を考へて見ますと、これは沿岸に限定されない、相當広範圍な海上に出てその警備に當るといふことになつて来るのではないかと、そういういたしますと、いよいよこれは戦力とか防衛とかいふ方ではないか、こういうことを考へておつたのであります。

第二といたしましては、現在の海上保安庁にいわゆる警備救難部というやうなものがあつた。この業務として海上におけるところの暴動及び騒亂を鎮圧するところの業務がすでに明確になつておるにかかわらず、更に海上警備隊といふふうなものを新設するといふやうなことについても、非常にこれは今までの海上保安の業務を逸脱するやうな形が見えるのではないかと。更に裝備の上につきまして現在の場合よりも相當これは強化されて来る。こういうふうな諸点から考へまして、現在の海上保安といふやうな法律の示す範圍を非常に逸脱して、いわゆる軍の形を持つて来るのではないかと、こういうことを考へておつたのであります。

ところが只今大橋國務相から保安機構についての御説明がありました。一回聞いただけではその内容については十分了得するところではないのでありますけれども、輪郭的に考へて見ますと、これは陸上の保安、海上の保安を一本化して、これは従来の陸海軍の形をとりつゝあるのではないかと。先ほどの大橋大臣のお言葉の中にも非常に似通つて来ておる、旧陸海軍に……。こういうふうなことがありましたように、ただ一遍聞いただけではその輪郭的に考へると我々はそういうふうな思ふのであります。ただ併しこれは統帥権の説明がありました。そういうやうな方面は抜きにいたしまして、全体の機構がすでに陸海軍の持つておつた施設、機構と殆んど私は変りないもののように思ふのであります。これが一旦動き出した場合においては、その動きは殆んど機構にもまさつて又変りないものが現れて来るであらう、こ

ういふやうなことが考へられる。従いまして、この内容につきましては、私は次の機会に、いよいよこれが法制化されて来た場合にあるだらうと思ふのであります。その場合に譲ります。が、ただ大橋國務相に伺ひたいのは、こういうふうな機構を考へられて来た場合には、先づ以て現在我々の審議しておるこの海上保安庁法の一部改正といふことは、海上警備隊の如何といふやうなことによつて殆んど意味をなさないのであります。こういうやうなことが考へられますので、そういう場合には更にこれは再改正をするのであるかどうか、これは運輸大臣の立場もお伺ひしたいと思ふのであります。それが、それが一点。

それからもう一つは、こういうやうな機構になつて参りますといふと、従来の予備隊の目的、或いはこの海上保安庁の目的、これは当然私は現在示されてあるところの目的よりも變つて来るべきものであらう、こういうやうなことが思われるのであります。この点はどういふやうな考へを持つておられるか、これが第二点であります。それから第三点といたしましては、こういう機構になつて参りました場合には、当然これは予算に關係して来る。現在の予算においてこういうことが果してできるかどうか、或いはできない場合は更にこれを修正して行くのかどうか、こういう点について御大臣から伺ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(村上海義一君) 今回の海上保安庁法の改正法律案でその目的とする範圍が廣汎になつたにやないかといふお説であります。それは正にお説の通りであります。現在海峽とか或いは沿岸等においての警備に當り、又救難事業に當つております。併しながら、我が國が獨立いたしました。今日までは進駐軍の援助によつて力の足りない点を補つてもらうようにしておつたのであります。が、獨立して参りますと、まあできる限り完全に、完全にはできなくても、自力を以て警察救難の業務に當るべきことはこれは當然だと思ふのであります。勿論我が國の経済力も考慮しなければなりません。公海の上において海賊が現れた場合に、これを完全に取締る。或いは又どういふ大きな海難が起り、天災が生じて来ても、これを完全に救出するといふことは、これはおのづから限度がある次第であります。併しながら我が國が獨立する以上は、従来の現行のごとくただ單に海峽或いは沿岸のみにとどめるといふことは適當でないと思ふのであります。自然その海上保安庁の活動範圍を拡張するといふことはお示しの通りであります。

なお次にお話になりました、今日すでに警備救難部といふものがあつて、これで十分にその使命を果しておるにやないか、更にこの警備隊といふものを新たに設ける必要はないにやないかといふやうな御趣旨のお話でありましたが、過日米線返して申述べております。と、五十トンの海上保安庁におきましては、五十トンの船は四杯、次は四百トンの船に相成るのであります。と、とにかく教におきまして、百六十杯の船で一万マイルに亘る沿岸及びその水域をパトロールして、そうして密入國の防止、又密貿易の防止、又漁船

の保護、又密漁の取締り、又地震、台風、その他或いは高潮であるとかいつたような海難に際しまして、海上保安庁の使命を果して行くという事は、実は今日不可能と言つてよい状態にあるのでありまして、百六十杯ありまして、一杯の受持ち区域は大体七十マイルに及ぶというような状態でありまして、この取締の網の目はかなり広きに実は失っているものであります。そこへ今の特に救難を要する、或いは警備を要するといふ特別の事態が起りました場合には、どうしても一杯ずつパトロールしている船では、而も力の鈍い小さい船でありますから、その使命を果すことができないといふことは御想像にかたくないと思つておられます。こういう際に、従来でもその周辺にパトロールしておきます船に助勢をせしめべく直ちに指令を出すといふことをやつてゐるのであります。そうしますれば、その間に又空欄が生ずる。従来警備のパトロールの空間を故意に誘導的に作られて、そうしてその空間に乗せられて遂に違法を遂行せられるという例もあつたのであります。そういうふうな場合にはパトロールの船によらずして、機動隊がそこにあるならば直ちに時を移さず機動隊が出動するといふことが望ましいのであります。従来からこういう機動隊の編成を切望いたしておつたような次第であります。で今回の海上保安庁法の改正法律案におきましては、こういう警備救難部のパトロールをやつてゐるというこの仕事は、平常時の毎日の常務であるのであります。ただ機動的に事が起つた場合に時を移さず出動できるという隊を編成したものを作りたいというのが、

この警備隊を今回作る法律改正案の趣旨なのであります。従いまして、過日も申述べております通り、平常時の警察事務、又警備事務、救難事務を補う、機動的に必要な場合に動出して補うという性質のものであるのであります。その本質はまさに平常警備救難の仕事という範疇は出ないのであります。現在の自治警察であります警視庁の予備隊とか或いは機動隊という性質のものを作らんとする趣旨であるのであります。この点一つ御了承をお願ひいたします。

なお今日の閣議で、前大橋閣務大臣から御説明になりましたごとく、他日総理府の組織法又は運輸省の組織法の改正法律案を又提出して御審議願ふことに相成ると思つておりますが、それまではこの警備隊の任務はまさに警察事務又救難事務といふ範疇を一步も出ないものであるであります。今海上保安庁には警備救難部、航路啓開部、水路部、燈台部、海事検査部、総務部と、こういうものが機構にあるのであります。今回の改正法律案で、更に警備隊を設けるということ、それから経理補給部を設けて総務部を二分するといふことを御審議をお願いいたしておるような次第であります。が、このうちで今朝きまりましたことは、水路部、燈台部、海事検査部、これが運輸省に残りまして、そうして警備救難部と、航路啓開部と、それから今問題になつております警備隊、これが総理府のほうへ移る、自然現在の総務部を総務部、経理補給部にそれら、必要の程度に分割されて、一部は運輸省に残りますでしようし、その他は総理府のほうに移る、こういうことになると思つておられます。その際において警備隊の性質はおのずから変わつて来るはずだと私は思つております。性格が変更せられますが、それは現在の性格が全然一変するのではなく、現在の性格の上へ更に或るものがプラスされる、こういうことになると思つておられます。総理府のほうへ警備救難部が移るといふことは、これは飽くまで警備救難部は平常業務であり、この平常業務の力の足りない場合にやはり警備隊が出動する、その力の足らざるところを補つて海上の治安を保つ、生命財産の保護の任務を全うするといふ仕事はやはりあると思つておられます。ただそれに、陸上における現在の警察予備隊のような性質が更にプラスされるということになると私は思つておるものであります。勿論これにつきましては、総理府の組織法改正法律案に明瞭に起案せられて、国会で御審議を願ふことに相成ると思つておられます。ついでながら申述べておきます。

○國務大臣(大橋武夫君) 私に對する御質問の第一は、保安庁の発足に際しまして現在の海上警備隊に関する法律の規定を変更するかどうか、再改正をするかどうかといふ点でございます。この点は警察予備隊につきましても問題はあります。大臣から海上警備隊は保安庁に移れば性格は変わるのではないかと思つておられるというお話がございましたが、これはまあ實質的な面をいたしまして、又形式的な意味におきまして、私は予備隊、警備隊どちらも国内治安を目的としてできておるものでございまして、からして、この大きな目的が変更されません限りは、性格的には変わらないのでありまして、先づ規定につきまして、現在御審議を願つておられます海上警備隊に関する法規といふものは、機構の改正上当然これに伴つて変更を要する部分とはともかくいたしまして、根本的な性格、任務等に関する部分につきましても変更の必要がないものである、こういうふうにご考へておられます。もとより海上保安庁という官庁がなくなるのでございまして、保安庁法といふものは廃止されますから、この警備隊の性格、任務等に関する規定といふものは、何か新しい法律に引取らなければなりませんので、形式的には改正法律といふものを出し御審議を頂くことになるわけでございますが、その新しい保安庁法に盛り込まるべき海上警備隊の目的、任務、性格等に関する規定といふものは変更する必要がある、こういうふうにご考へておられるのであります。この点は警察予備隊についても同様にご考へておられるわけでございます。まして、警察予備隊も、現在の警察予備隊本部の所管から保安庁に移ります場合には、任務、目的、性格等については根本的に変わるものではない、こういう方針で立案をいたしておるのであります。但し警察予備隊につきましては、すでに一年半の経験によりまして現行法規といふものにおいて不十分であると認められる事項もございまして、又これがボツダム政令といふ變則的な法規でできております関係上、不備な部分が相当ございまして、これらの部分を補充いたしましたして現在の警察予備隊の目的、性格、任務といふものに、より適切な規定を置きたいといふことは考

えておるのでございまして、そういう意味において改正法律を研究をいたしております。併しこれは現在の任務、目的、性格をより明確ならしめ、これにより適切な規定を補充するといふ意味でございまして、これを根本的に変へるという意味でやつておるのではないのでございまして、海上警備隊につきましても私はそういうふうな気持ちで保安庁の機構を作ることが適當であらう、こういうふうにご考へておられます。この点はなお併し運輸大臣とよくお打合せをいたしまして十分に協力いたしましてやりたい。この問題にお話合をいたしておられます。運輸大臣が變ると仰せられましたのは、如何なる意味において仰せられましたか。この点私もはつきりいたしておりましたが、私といたしましては只今申し上げたような趣旨で研究をいたしておる次第でございます。なおこの点は十分に打合せて答弁を統一いたしたいと思つておられます。

それから現行予算で新機構がやつて行けるかどうかといふ点でございますが、これは現行の予算でやれる、又その範圍でやるという考へでいたしておられます。

と思うのでありますが、そこで運輸大臣が先ほどの御答弁であつたように、かような意味から、いわゆる海上警備隊というものを新設するのだ、而も自分の所管としてそれは新設することには私は同意されたのだらうと思ふのでありますが、若し同意されたらすれば、いよいよ現在のものに更にプラスするものがある、性格も変つて来る、そういうふうになつた場合には、自分の所管として置くよりもその保安機構のほうに移管したほうがいいのである、こういうふうな考えの下に私は同意されたのではないかと、思ふのでありますが、その点を一つ運輸大臣から伺いたいと思ふのであります。その点がはつきりいたしますれば、恐らくおのづから性格が変るといふようなことについても、運輸大臣のお考えを聞くことができるだらうと私は考えます。

○国務大臣(村上義一君) 性格が……、この法律案に盛り込まれてあります海上警備隊というものの性質にプラスな感じが、又性質が加わるのじやないかという事は、全く私の運輸大臣一個の意見は見通しと申しますか、意見に過ぎないのであります、この点につきましてはまだ……移管するといふことは今日の閣議でまかりましたけれども、組織法の改正法律案によつて初めて明確なものがある次第であります。私が今御審議を願つております海上保安庁に設けるという警備隊は、前にも申述べます通り、警備隊の予備隊又は大阪警備隊の機動隊という性質のもので、これはあるのであります。自然私の今考えて見解を申述べましたのは、これが

現在の陸上における警察予備隊の性質を持つて来るのではないかと、こういうふうには私は考へておるのであります。併しその場合といへども、警備隊本部を総理府で日常業務をやらせる以上は、その日常業務の力の足りない点を、問題が起つた場合に補給せられるといふ現在のこの法律案の趣旨は、依然として変らないものと思ふのであります。つまり言い換へますれば、海上保安庁で設けんとする海上警備隊の性格に何らか変化はあるとしても、ただプラスされるものが若干あるのじやないかという点を申述べた次第でありまして、勿論私はそういう考えで、この海上警備隊といふものと警備隊本部といふものとを一つにして考へておるのであります、又それは今日の閣議で決定しました事柄によりまして、警備隊本部もやはり総理府のほうへ移る、こういうことに相成りましたのであります、日常の救難業務、又警備の業務も総理府で処理することに相成る次第であります、その点は一つ誤解のないようにお願い申上げたいと思ふのであります。どういふ点において賛成したかという今お話をいたしました。実は以前にはこういう組織は日本にはなかつたことは御承知の通りであります。コースト・ガードのいわゆるシステムでありまして、密貿易を取締るといふことは、大蔵大臣の監督下において今海上保安庁が処理しておるのであります。又密入国の事柄については、外務大臣の指揮監督下において海上保安庁が仕事をしておるのであります。又密漁の取締は農林大臣の指揮下において仕事をいたしているものであります。又海上の警察業務、事務は、法務

総裁の指揮監督下において仕事をしておる、こういう性質の非常に複雑したものであります。こういうふうにしておりまするゆゑは、全く基本は経済的な点にあるのであります、これらの業務がいずれも船舶を以てパトロールをせんならんと性質のものであります。これは四重、五重にまたがつて、それ／＼一つの仕事を大蔵省は大蔵省でやる、農林省は農林省でやるという風にいたしましては、非常な経済上不利な結果をもたらしますので、それで一括して処理するというのが、このコースト・ガードのシステムが生れ出たゆゑであるのであります、米國におきましては六十年余りの古い経緯を持つていたのであります。現在米國におきましては、大蔵省、財務省の所管に海上保安庁は属しているものであります、今米國でも行政機構の特別委員会でありまして、フーパー委員会におきまして、やはり交通省の所管にするのが適當だといふ結論を出しておられるのであります、結局その趣旨で最も關係の深い運輸省の外局として、海上保安庁を設置したといふことなんであります、従つて我が國においても恐らくこのコースト・ガードの仕事、警備隊の業務はいろいろの変遷を今後とも迎へるかも知れませんと思ふのであります、これは是非とも運輸省が所管せなければならぬと強く主張する理由もそこに発見できないのであります。経済的の見地その他各般の事情を考慮して私も賛成をしたに過ぎません。その点お断り申上げおきます。

○若木勝蔵君 大体この両大臣の御答弁で私は見通しはわかりましたので、いづれこの問題は行政組織法の提案された場合に、非常に重要な問題となつて来ると思ふのであります、その際に譲つて、この点の質問は打切りたと思ひます。

○岡本要結君 先ほど御質問に御答弁がありまして、村上運輸大臣は、保安庁ができることこの警備隊の任務も変り、はしないかといふ御発言があり、現在運輸大臣のほうはそうでなく、現在の任務、目的、性格を明確ならしめるような措置はするかも知らんが、根本的にその任務や目的や性格を變更するものじやない。こういう御答弁がありました。多少、食い違つております。そこで今又御質問があつたやうであります、その違つておる点の、村上運輸大臣のほうは、この海上警備隊は自衛力漸増の一環じやないのだという御答弁でありました。大橋国務大臣は、保安庁の設置といふものは自衛力漸増の一環をなしておるものとお考えになるのかどうか、それを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 先ず答弁の食い違ひという問題につきまして、私から一応説明をさせていただきます。私の性質は変らないと申しましたのは、根本的な任務、目的、性格といふのは変らないような考え方、今法律を研究いたしておることを申上げた次第であります。併しながら現在予備隊は総理府に、又海上警備隊は近く発足いたします、これは運輸省に属するものでございまして、両省に分れております結果、その活動の協力といふことにおいてはいろいろ必ずしも一緒にならぬといふような点があるわけでございます。併しながらこれをよく考えますと、海上警備隊といふものと警

察予備隊といふものは、もとより海上警備隊が単独に行動をいたす場合も相当あるわけでございます。併し警察予備隊が行動をしなければならぬといふような場合もございます、海上警備隊も又不安がございしますので、海上警備隊も活動が必要とするような場合が多分出て来るのである、こういうふうな想像されます。そういう場合におきまして両者の協力的な活動といふことになりまして、所管が一つに相成ります。關係上、一つの構想の下に一つの有機的な活動のおの／＼水陸において分担するといふやうな一体的な行動が得るやうになるわけでありまして、この点は運用上非常に重大な変化を見ることは、これは当然のことと思はれるのでございまして、これに伴ひまして行動その他の面から見て変るといふことは、これは私もいへども全然否定するものではないと思ひます。ただ私の申し上げましたのは、根本的な目的といふものは変らない、国内の治安、或いは海上の平和と秩序を維持するといふこの根本的な目的は保安庁の発足に當つても變更するものではない、こういう基本的な觀念の下に法律の研究をいたしておることを申上げた次第であります。

○岡本要結君 自衛力漸増の一環として、海上保安庁をお考えになつておるかどうかという点の御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(大橋武夫君) 自衛力漸増といふことは、これは言葉の意味が非常に漠然としたものでございまして、実は私は自衛力といふものについて二通りのものが考えられると存じております。一つは明らかに軍隊で

ございまして、これは外国の不正な侵略の際に、自衛権に基きましてこれを撃退するということを本来の使命といたしまして組織された実力組織、これは本来の自衛力であると存するのでございまして、で、かような自衛力、即ち軍たる自衛力というものは、これは日本の憲法の禁止するところでありまして、政府といたしましては、そういう意味における自衛力が憲法の下において増加する、或いは創設するといふ考えはな

いというところは、総理からもしばしば申上げたこととございまして、なお国の組織いたしておきまして、実力組織のうちで、外国の不正侵略に対しまして実際にこれを退けるために活用し得るものがこのほかにはあり得ると存するものでございまして、例えば普通の警察といふようなものでありまして、外国の侵略が仮にあつたと仮定いたしますと、その場合においては国内の治安にどういふ仕事を受持つかといふことは別問題といたしまして、その際においては国内の治安を維持するといふことのために何らかの仕事があり得るといふことは当然予想しなければならぬこととでありまして、これも又一つの自衛力と考えられないこともないと思つてございまして、我が国といたしましては本来の軍備は持つておりません。でございまして、から日米安全保障条約によりまして、さような本来の自衛力の活動すべき、即ち軍といふものの力の活動すべき、そういう主たる部分につきましては、占領解除後においては安全保障条約によつて駐留軍にこれを依頼するといふ自衛上の建前をとつておるのでございまして、その場合

におきまして、すでに外国の軍隊をまで煩わして国の自衛に当つてもらいます以上、国内において多少なりともこの侵略に対処するような実力組織がありまするならば、本来の目的外でありまして、或いは又目的の範囲内でありまして、これを使われないといふ法はないわけとございまして、従いましてそういう場合には駐留軍と協力して自衛的な行動にもその組織が当たられなければならない、こう思うのでございまして、警察予備隊並びに今回設置せられます海上警備隊といふものは、先ずその任務から考えてみますると、いづれも国内の平和と秩序を維持するといふことがこの使命であり、そのために特別な必要がある場合に、命によつて行動をする、こういうのがその仕事と相成つてゐるのでございまして、従いまして不正な侵略行為、直接たると間接たるとを問わず、いづれも不正な侵略行為、その行われまする場合には当然一国内の平和と秩序がその限りにおいて乱されますからして、その場合にこの平和と秩序を維持するために、特別の必要を以て行動を命ぜられるといふことは当然にその任務から考えましてもあり得ることと思つてゐるのでございまして、併しこれは先にも申し上げたごとく、自衛の必要のある侵略に際して、専らこれを撃退することを主たる目的として組織された機構ではなくして、もつとより広い平和と秩序を維持するといふ国内治安の立場から作られた組織であります。それがたゞ、そういう場合におきまして使用されるというわけと

ございまして、明らかに侵略を排除することを目的として組織された軍といふものとは違つてゐる。併しなから自衛の必要のある際に、その実力が利用され得るといふ意味においては、やはり自衛力といふことも言えると思つてございまして、自衛力を狭い意味に解しますならば、警察予備隊の増強並びに海上警備隊の新設といふことは、これは自衛力の増強といふことには入らないと思ひますが、併し自衛力といふ意味をあとに述べたような意味に解釈するならば、これは当然入るものと、こゝにふり思ひわけと

○岡本愛祐君 大体お考えはわかりました。それでこの予想せられる海上における治安の維持といふ具体的な事例は、どういふものであらうか、密入国、密出国、密輸入、密輸出、それから海賊行為、そういうもののほかにはどういふ具体的な事例があるか、今挙げられた外国からの侵略といふようなこともこの海上における治安の維持の中に入つておるものか、その具体的な事例をお尋ねしたいと思ひます。今挙げたほかにはどういふものがあるか、どういふことを予想しておられるか。

○岡本愛祐君 大橋武夫君、具体的な場合といふことになる、いろいろ抽象的には考えられる点とございしますが、なか／＼困難な問題だと思ひますが、予想されますることは大体今御指摘になつた事例が通常に予想されるのであります。併しながら仮に外国の侵略があつたといふ場合におきまして、海上の平和と秩序を維持するためには海上警備隊といふものもやはりその範囲内においては行動をしなければならぬ。例へばそういう場合におきましては、日本の近海におきまする航海とい

うものが非常に不安になるということも考えられるのでございまして、そういう場合にはそれらの不安なる海上を航海する場合の商船を守るというようなことも、その任務として考えられる一つの具体的な例ではないかと思ひます。

○岡本愛祐君 外国の侵略時における海上の治安の維持といふことも海上保安庁の警備隊の任務の中に入るのだ、直接的な戦争ではないかも知らんが、海上の保安状態が最も甚しく悪いときであるから、商船保護とか何とかに当る、こゝに意味であらうと思ひます。そのほかにはこれは大橋国務大臣並びに運輸大臣にお伺ひしたいのです。本にこの海上警備隊に国連が、国連の艦船の護衛と言ひますか、輸送船団の護衛と申しますか、そういうことを要求したときにそれに當ることが考えられるのであります。その点お伺ひいたします。

○岡本愛祐君 海上保安庁法の一部を改正する法律によつてできる海上警備隊の所掌事務の中には、この国連軍の船団のコンヴォイといふようなものは入つてない、範囲外である、ですからそういう要求があつても断わるのだという御答弁だと思ひますが、新しくできる保安庁になるとどうなるのですか、その点お伺ひいたします。

○岡本愛祐君 大橋武夫君、まだ研究がそうした詳細な点まで進んでおりませんので確定的な答えを申し上げかねる状態でありまして、よく運輸大臣と相談いたしまして新しいこの法の性格を研究したいと思ひます。

○岡本愛祐君 運輸大臣と大橋国務大臣のお答へ、それは海上保安庁の中の海上警備隊と、それから大橋国務大臣の構想による保安庁のほうの海上警備隊と、その任務目的の内容が根本的には変更はないといふお話でありまして、少しづつ違つてゐる、大分拡大して行つてゐるのじやないか、今の御答弁によつてもさういふふうに察せられるのであります。

それからもう一点お尋ねしておきたいのですが、従来の保安官と申します

かその定員は一万八千人、まあこの予算がとつてあると思うのであります。ところが現在員は一萬三千人、差が五千、それで又そのほかに六千何人か増すのであります。その今予算が余つてゐる保安官の五千人の増員はどういうふうにお考えになつておるか、これは警備隊のほうは六千人のほかに増しになるのであるか、それとも従来の警備隊のほうの従来の考へ方はその定員なんでありまして、そのほうを充てられれるのであるか、どういふふうにお考えになつてゐるか。

○國務大臣(村上義一君) 現在海上保安庁におきましては、お示しの通り約一萬三千人の人間がいる、これを更に増加すると、今回の予算で御審議願ひました六千三百六十名という人をふやすだけでありまして、その以外に更にふやすという考へは持つておらないのであります。

○政府委員(柳沢栄吉君) 只今お話のありました一萬八千と申しますのは、これは法律で定められた定員でございます。実在した予算定員は今大臣からお話のありました一萬三千人でありまして、そこで実際の人員及び予算定員というものは大体一致してゐるわけでございまして、今回ふえます六千というものは特別職でございますので別件で本法律の中で御審議を願つてゐる次第でございます。

○岡本愛祐君 それではもう保安官のほうは一萬八千人までふやし得たのであるがそれはやめてしまつて、現在員の一萬三千人でとどめて、そのほかに特殊の要務に當る警備隊員を六千人ふやすということで、結局一萬八千人と一萬三千人の差の五千というものはもう要らんということになるのだからと思ひますが、その点如何ですか。

○國務大臣(村上義一君) お説の通りであります。ただ先だつても申述べましたごとく、軽飛行機等十機も若し持ち得るならば、バートルール船の不足を補ひ得る、今日御承知の通り青函間の航路も夜は運輸をとめざるを得ないやうな状態でありまして、これも若しヘリコプターが軽飛行機が有りますならば、夜間航行も確かに安全を確保して夜間航行をなし得るやうにならうと思つておるものであります。で今日は予算においてはそのやういふものは認められておりませんが、このまま推移しまして若しそういう軽飛行機若しくはヘリコプターのごときものを十機も持ち得るやうになりますれば、恐らく二百人程度の人間は増加せんらんとすることになると思ふのであります。これはまだ予算上においても認められておらないことであり、現在のところでは増加する考へはありません。

○岡本愛祐君 まだほかに質問があるのですが、又相談をしたいこともありますが、それから委員長のお計りで休憩にして頂きまして、午後適當なときに再開をお願いしたいと思います。

○委員長代理(山田佐一君) 速記をとめて下さい。

○岡本愛祐君 速記をとめて頂いた間におきまして、地方行政委員のかたがたと御相談をいたしたのであります。が、十五日乃至二十日頃までに大橋國務大臣からお話のありました保安庁の法律案が出るやうであります。そういったものとこの中にはこの海上保安庁の主な面が移つて参りまして、残りはこの海上保安庁でなくて運輸省の中へ入ることでありまして、この保安庁法の一部を改正する法律案をこ

で審議をしましても、この上審議を續けてもごぶしのやうに困るというやうなことになるのであります。質問が盡きたわけではございません、質問は幾らでもありますが、地方行政委員のほうとしては、この海上保安庁法の一部を改正する法律案についての連合委員会は、このくらい程度にして頂きまして、又保安庁法案が出て参りましたときに連合委員会をお願いすると、そういうことにいたして今日はこれで散会をいたして……。

○國務大臣(村上義一君) 先刻もコンゴイのお話が出ましてあのときに考慮してないといふことを申しましたのですが、あれは誤解を又生ずるといふかと思ひますが、そのコンゴイを全然考慮してないといふことは、今の裝備においてはその力が鈍くてでないといふことを実は申してゐるのであります。その点どうぞ。

○西郷吉之助君 そういたしますと委員長の方の御都合では、次の警察予備隊の審議はこの休会明けになさる予定でありますか。

○委員長代理(山田佐一君) 提案の説明だけここでやつておいて、そうしてあと休会に入りたいと思ひます。それは岡本さん、今休会に入る前に提案の説明だけ聞いて、そうして連合委員会は散会いたしたいと思ひます。

○委員長代理(山田佐一君) それでは警察予備隊令の一部を改正する等の法律案について大橋國務大臣より提案理由の説明があります。これを聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長代理(山田佐一君) それでは

○國務大臣(大橋武夫君) 只今議題になりました警察予備隊令の一部を改正

する等の法律案の提案の理由及び内容について概略を御説明申し上げます。

御承知のように警察予備隊令は、昭和二十五年八月に、昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基いて制定されたのであります。

平和條約の効力が発生し、我が國が獨立した後において、治安の問題はいよいよ重大を加へることが予想されますので、政府としてはこの警察予備隊の機構を更に整備して引続きこれを存続させる必要があると認め、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について大要を御説明申し上げます。

先ず第一條であります。これは現行警察予備隊令の改正であります。その第一は、定員の増加であります。警察予備隊は、現在、警察官七萬五千人、警察官以外の職員百人をもつて構成してゐるものであります。獨立後のわが國の治安情勢に對処するため、この警察官三萬五千人及び警察官以外の職員九百七十六人を増員しようとするものであります。この警察官以外の職員の増員は、後述の警察予備隊本部の増員及び警察予備隊建設部の要員に充てるため等のものであります。次は本部機構の改正であります。本部に工務局を新設すると共に、警察予備隊建設部を附置しようとするものであります。警察予備隊の建設業務、行政財産の管理等は、相當膨大なものでありますので、これに對処してこれら業務の円滑を期するため、この本部に工務局を新設し、また建設工事の実施等に當るため建設部を附置することにいたしました。と存するのであります。

次は、警察官の募集事務の処理についてであります。警察官の募集に當り、その趣旨の徹底を図り、募集事務の円滑を期するために今回その事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任することが出来るものとして、このために必要な規定を設けますと共に、又國家地方警察及び自治体警察に對し、まして募集事務の一部についてその協力を求めることとしたのであります。而してこれによりまして都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに自治体警察の行う協力に要する経費は、國庫で負担することとしたのであります。

第二條は、警察予備隊令を當分の間、法律としての効力を存続せしめんとするものであります。なおこの法律は日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行することとしたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長代理(山田佐一君) お諮りいたします。本日は提案理由の説明を聴取したにとどめまして、次回は十四日以後にいずれ連合委員会を開会するということに決しまして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長代理(山田佐一君) 御異議ないものと認めましてさう決定いたします。

○委員長代理(山田佐一君) 次に海上保安庁法の一部を改正する法律案については、連合委員会は、これで終了したといふことにいたして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長代理(山田佐一君) それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後一時四十分散会